

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「総合防災統括監」の下に「、医療統括監」を加え、「、首都圏営業本部長」を削り、「出納局長」の下に「、首都圏営業本部長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。